

主ナル演説要旨

関東合同労働組合

莖月源治

我國ニ於テハ未ダ労働組合ト云フモノガ社會的ニ理解サレテ居ラナイ今迄ノ労働爭議ト云フト不穏漢
ガ喧嘩デモスルカノ如ク思ロレテ居ソノハ甚シテ遺憾デアル。英國等ニ於テハ争議が起シタ場合ニ
ハドキラガ正當ナアルカト云フ事ヲヨリ研究シテ批判スルソーネスが我國民モ如斯研究的態
度ニ出テ莫ラライシイーデアリマス。吾々労働者、生活ハ實質ニ底下シテ居リマスが吾々ハ徒ニ不満
シ懷ク者デハナイ當然要求スギ事シテラ要求ニテ居ル。今固吉安ノ職工諸君が要求
ニシテ各條項ハ當然過半程當然デアリマス。然ルニテ拒絶シト云フ事ハ實質ニ被迷惑ナル工場主
ト云ワナケレバナリセント述べ各條項ニ就キ批判ラ加ヘ。最後ニ今日、生産ガ労働者ノ力ニ依
ツテ出来ル以上労働組合、生レルノハ當然ノ事ガアリマス此ノ労働組合ガアルヒ此ノ労働組合ガアルヒ
事モ當然ハ事ナアリマス若ニ此ノ正當ナル組合ヲ認メスト云フ資本家ガ有ヒラバ懲
テハ我國モ暗黒面ニテルデアリマセウ以上簡單ニ述ベマニシ通リ吉安工場職工諸君ノ要求
ハ又不答レラレルモノト思ヒマス。諸君カラノ報告ニ依リマスト工場主ハ解決方ラ舞護士今村力
三郎氏ニ依頼ニテ居ルト云フ事デアリマス労働爭議ノ解決方法ハ現在ノ日本、六法全書ノ
中六法之一ノアリマス云ズ此ノ問題ハ總合ノ力ニ依ツテ解決シナケレバナラス。此ノ正當ナル
要求ニテハ我國合ノ凡ニテ機関ヲ利用ミテモハ勿良微セシメマス故諸君モ團結シ翠華園
ニミナケレバナリマセン云々

以上

前款第三、一號

六二十九年三月廿二日

書置候監太田城弘

正 稽 大 會 参 議 標 次 即 駿
社會局長官長官一郎 駿
東京地方裁判所族事一郎 駿

京都大坂兵庫神奈川

右 手 書 文 宮 駿

吉安製帽工場労働會議=關スル件(第6報)

15.3.15
第167号